

災害時における高齢者・障害者への支援に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と箕面市訪問看護ステーション協議会（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者・障害者（障害児を含む。）への支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、箕面市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、高齢者・障害者の安否確認等の支援を提供するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、その他同号に規定する災害に準ずるものとして市長が認めた場合をいう。
- （2）避難所等 箕面市地域防災計画に定める避難所、福祉避難所等をいう。
- （3）訪問看護 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項並びに健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定される事業をいう。
- （4）事業者 乙を構成する訪問看護事業者をいい、乙は本協定の締結にあたり、構成員における意思決定を経ていることを証するため、毎年4月に別紙を提出することとする。なお、別紙は必要に応じて随時更新できるものとする。
- （5）利用者 事業者との契約等に基づき、現に訪問看護の提供を受けている高齢者・障害者をいう。
- （6）安否確認 甲が箕面市災害対策本部保健福祉対策部の業務として行う高齢者・障害者の安否確認をいう。

（事前準備）

第3条 乙は、甲が提示する安否確認対象者要件に合致する利用者に対し、「災害時における安否確認等に関する同意書（様式第1号）」により、災害時の安否確認に関する情報等を甲、乙及び事業者が共有することについて、あらかじめ同意を得ておくこととする。ただし、利用者と事業者間の契約書類等により同内容の同意を得ている場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により同意を得た利用者の一覧を「災害時における利用

者の安否確認等に関する報告書（様式第2号）」により作成し、常に最新の状態にしておかなければならない。

- 3 乙は、様式第1号（利用者と事業者間の契約書類等により同内容の同意を得ている場合は、該当箇所の写し）及び様式第2号について、追加または更新のあった都度、速やかに甲に提出するものとする。また、毎年3月末時点における様式第2号を、4月末日までに甲に提出するものとする。
- 4 甲は、乙から提出された様式第2号について、各利用者の安否確認にかかる時間の目安を記入し、乙に共有するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して利用者の安否確認等について協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として要請書（様式第3号）により行うものとする。ただし、これに依りがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙に対して口頭又は電話等により要請した上で、できるだけ速やかに同要請書を送付するものとする。

- 3 乙は、第1項に定める要請があったときは、事業者に対して、利用者の安否確認等の協力を求めるものとする。

- 4 乙は、利用者の安否確認等が実施できない状況にあるときは、速やかに甲に報告するものとする。

（安否確認等の実施）

第5条 乙が実施する安否確認等は、電話または訪問によるものとする。

- 2 乙は、利用者の安否確認結果等について、できる限り速やかに甲に報告した上で、様式第2号を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、利用者の安否確認情報等について、第3条第1項に定める同意に基づき、乙及び当該利用者が利用する事業者に共有できるものとする。

（避難所等での支援の提供）

第6条 乙は、避難所等に避難した利用者に対し訪問看護を提供するため、避難所等の協力を得たいときは、「避難所等における支援提供予定報告書（様式第4号）」を作成の上、あらかじめ甲に提出するものとする。

- 2 甲は、様式第4号の提出があったときは、災害対策本部を通じ、該当する避難所等に対してその情報を提供し、避難所等は乙の支援に協力するものとする。
- 3 避難所等における、利用者以外の避難者にかかる医療救護活動への協力については、甲乙協議により別途定めることとする。

（研修協力）

第7条 乙は、甲が開催する研修会等において、災害時における高齢者・障害

者への支援に関し、技術的指導・助言等の協力を行うものとする。

(情報共有)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報共有を図るものとする。

(訓練等への参加)

第9条 乙は、甲が実施する訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の遂行にあたり知り得た利用者等の個人情報及び業務上の情報等の一切について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。本協定の満了後についても、また同様とする。

(期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による改廃の申出がないときは、本協定を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年(2025年)12月18日

甲 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮

乙 大阪府箕面市粟生間谷西六丁目14番1号
箕面市訪問看護ステーション協議会
会長 北 野 直 美

【別紙】

「災害時における高齢者・障害者への支援に関する協定書」の締結及び更新にあたり、箕面市訪問看護ステーション協議会を構成する以下の事業者の意思決定を経ていることを証する。

1. リハビリ訪問看護ステーションココア
2. 愛とまごころ訪問看護ステーション
3. なな一る訪問看護ステーション 箕面サテライト・箕面北サテライト
4. リライトリハビリ訪問看護ステーション サテライト箕面牧落
5. みのおりハビリ訪問看護ステーション
6. Enjoy 訪問看護ステーション
7. 訪問看護ステーション和
8. 訪問看護ステーション・Art de vivre (アールドビーブル)
9. きらりリハビリ訪問看護ステーション
10. 異病院訪問看護ステーション サテライト箕面
11. ファミフル訪問看護ステーション
12. みんなのかかりつけ訪問看護ステーション箕面
13. 医療法人ガラシア会ガラシア訪問看護ステーション
14. 在宅看護センター養生訪問看護ステーション
15. 訪問看護ステーションなのはな
16. アットホーム訪問看護ステーション箕面桜
17. SOU 訪問看護ステーション箕面

令和7年（2025年）12月18日

箕面市訪問看護ステーション協議会
会長 北野直美